

監委第 456 号

令和3年9月27日

茨城県知事 大井川和彦 殿

茨城県監査委員 半村 登

同 西野 一

同 深谷 一広

同 羽生 健志

令和2年度茨城県内部統制評価報告書の審査意見について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項の規定に基づき、令和3年8月2日付け総第511号及び令和3年9月21日付け総第692号で審査に付された令和2年度茨城県内部統制評価報告書について審査したので、別添のとおり審査意見書を提出します。

令和2年度茨城県内部統制評価報告書に係る審査意見書

1 審査の対象

令和2年度茨城県内部統制評価報告書

2 審査の着眼点

監査委員による令和2年度茨城県内部統制評価報告書の審査は、茨城県知事が作成した内部統制評価報告書について、茨城県知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

3 審査の実施内容

令和2年度茨城県内部統制評価報告書について、茨城県知事及び内部統制評価部局から報告を受け、「茨城県監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省）の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

令和2年度茨城県内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

5 備考

評価対象期間において、県立医療大学及び水戸県税事務所に係る運用上の重大な不備が存在していたことから、内部統制の適切な運用に努められたい。